

## 貿易円滑化事業費補助金（輸出品放射線量検査）について

弊社では、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故に伴う風評被害対策の一環として平成 23 年 6 月 20 日から経済産業省が実施している「貿易円滑化事業費補助金制度」の補助事業者として、輸出品への放射線量/放射性物質検査を実施し、輸出事業者様の検査料負担の軽減に努めてまいりました。

本補助制度は、東日本大震災後の風評被害の影響による物流の停滞を防止するための緊急的措置として実施されたものであり、平成 24 年度の予算が無くなり次第、事業が終了することとなっております。

このため、弊社においても、平成 25 年 3 月 31 日を期限として予算が無くなり次第終了することとなっております。

なお、本事業終了後も弊社は引き続き、物流の停滞防止を目的として放射線量/放射性物質検査をお引き受けいたしますが、その際ご負担いただく検査料については、通常検査料（補助金を勘案しない検査料）となりますので、ご了承いただきますようお願いいたします（本事業終了と東京電力への賠償請求に関しましては平成 24 年 10 月 19 日付けにて経済産業省のホームページにも記載されております）。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/index.html#reputation>

平成 24 年 10 月  
一般社団法人 全日検